

佐賀県告示第 198 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 29 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 鍋島停車場 東山田線		後		
	佐賀市大和町大字東山田字一本松 3 番 3 地先から 佐賀市大和町大字東山田字五本松 4198 番 1 地先まで	前	15.8～ 4.7	214.6